

# ○那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における ポスター掲示場の設置に関する条例

〔平成5年4月1日  
条例第3号〕

## (趣旨)

**第1条** この条例は、公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「法」という。)第144条の2第8項の規定に基づき、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスターの掲示場(以下「掲示場」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

## (掲示場の設置)

**第2条** 那覇市選挙管理委員会(以下「委員会」という。)は、那覇市議会議員及び那覇市長の選挙においては、掲示場を設けなければならない。

## (掲示場の総数の減少)

**第3条** 委員会は、特別の事情がある場合には、法第144条の2第9項本文の規定により算定した掲示場の総数を減ずることができる。

## (委任)

**第4条** この条例に規定するもののほか、掲示場の設置に関し必要な事項は、委員会が定める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。